

入間市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、入間市が発注する低入札価格調査制度を適用する建設工事に係る入札について、低入札価格調査における落札者を決定するために必要な事項を定め、もって品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）又は同法施行令第167条の10の2第2項の規定により価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 第1号に掲げる地方自治法施行令の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (4) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札をした者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。
- (5) 第1順位者 低価格入札者のうち最低価格入札者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち埼玉県総合評価方式活用ガイドラインによる評価値が最も高い者をいう。
- (6) 失格 低入札価格調査の実施その他の手続の結果、落札者としなないことをいう。
- (7) 追跡調査 低入札価格調査を経て契約した工事において、下請業者等へのしわ寄せがないか、下請契約の適切性や下請代金の支払状況等について確認するための調査をいう。

(対象となる入札)

第3条 この要領の対象となる入札は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は適用しない。

- (1) 総合評価落札方式による建設工事の競争入札
- (2) 設計金額が3,000万円以上の解体工事の競争入札
- (3) 工事の規模・性格等により、特に必要と認められる建設工事の競争入札
(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次により定めるものとする。

(1) 設計金額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 算出に当たっては、前号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨てることとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、設計金額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める額を調査基準価格とすることができる。

（失格基準価格）

第5条 失格基準価格は、次により定めるものとする。

(1) 設計金額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

ア 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 算出に当たっては、前号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨てることとする。

2 第4条第3号の規定により市長が定めた調査基準価格の場合は、前項に関わらず市長が定める額とすることができる。

3 第1項の規定は特殊性の高い工事など、市長が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

4 失格基準価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

（入札参加者への周知）

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に次の事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 失格基準価格の設定の有無

(3) 低価格入札者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。

(4) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

(5) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

(6) 失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格となること。

(7) 落札者の決定方法に関すること。

(落札者決定の保留)

第7条 入札執行者は、入札の結果、低価格入札者がいたときは、落札者の決定を保留する。

(低入札価格調査対象者)

第8条 入札執行者は、第1順位者のほか複数の低価格入札者がいるときは、次順位者以降、複数の低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）を選定できるものとする。この場合において、入札執行者は、複数の調査対象者の低入札価格調査を並行して実施できるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第9条 入札執行者は、調査対象者に対し、次に定める事項について確認するための調査を実施するものとする。確認に当たっては、別表第1に定める資料をもって行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式第1号）
- (2) 入札金額の積算内訳書（様式第2-1号）
- (3) 内訳書に対する明細書（様式第2-2号）
- (4) 手持工事の状況（様式第3号）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連（様式第4号）
- (6) 手持資材の状況（様式第5号）
- (7) 資材の購入先及びその購入先と入札者との関係（様式第6号）
- (8) 手持機械数の状況（様式第7号）
- (9) 労務者の具体的配置の見通し（様式第8号）
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者名並びにその工事の成績状況（様式第9号）
- (11) 建設副産物の搬出予定先（様式第10号）
- (12) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
- (13) 誓約書（様式第11号）
- (14) その他必要な事項

2 当該工事に係る工事設計担当課は、入札執行者からの求めに応じ、前の各号による調査に協力するものとする。

(低入札価格調査の期間)

第10条 低入札価格調査の実施に当たり、調査対象者は、原則として開札日から起算して7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。（以下「土曜日、日曜日、祝日等」という。))に第9条に定める調査資料を提出する。

2 入札執行者は、調査資料の提出を受けた後、14日以内（「土曜日、日曜日、祝日等」を除く。）に調査対象者を落札者とするか否かを決定し、調査対象者に通知するものとする。

（調査対象者を失格とするか否かの決定）

第11条 入札執行者は、第9条の調査の結果（以下「調査結果」という。）に基づき、契約の内容に適合した履行がされるか否かを工事設計担当課との協議のうえ判定する。

2 入札執行者は、調査結果及び前項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者を落札者と決定する。

3 入札執行者は、調査結果及び第1項の協議の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を付し、低入札価格調査委員会において意見を求めるものとする。

4 第2項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をしたときは、以下の順位者の決定は行わない。

（調査対象者への通知）

第12条 前条の規定又は低入札価格調査委員会の審査の結果、調査対象者を失格としたときは、入札執行者は、失格とした調査対象者に落札者とならない旨を通知するものとする。

（説明の請求等）

第13条 前条の規定により落札者とならなかった旨の通知を受けた者で、当該落札者とならなかった理由に不服のある者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

2 市長は、落札者とならなかった理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に書面により回答するものとする。

3 前項の規定による回答があった場合においては、当該落札しなかった理由について再度の説明請求をすることはできない。

（低入札価格調査委員会）

第14条 第11条第3項の規定により意見を求められた入札について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査、決定するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、入間市工事請負業者等指名委員会の委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（調査委員会の委員長等の職務）

第15条 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(調査委員会の開催)

第16条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により調査委員会の会議を開催できないときは、持ち回りにより調査委員会の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第17条 調査委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定)

第18条 低入札価格調査を経て契約を締結する工事にあつては、次の各号を適用するものとする。

(1) 追跡調査を実施することができる。

(2) 主任(監理)技術者は、請負代金額にかかわらず専任とする。なお、入間市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第10条第5項に規定する現場代理人と主任(監理)技術者との兼務を認めないものとする。

(3) 契約約款第4条第2項に規定する契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(4) 入間市建設工事前金払取扱要綱第3条第1項に規定する前金払をすることができる金額は、請負代金額の10分の2以内とする。また、同要綱第6条第1項に規定する中間前金払をすることはできない。

(5) 重点的な監督業務や厳格な検査を実施するなど、監督体制を強化し、適正な施工の確保に努める。

(6) 追跡調査に協力しない場合は、不誠実な行為として、必要な措置をとる。

(追跡調査)

第19条 市長は、別表第2の事項を標準として追跡調査を実施することができる。

2 前項の調査の結果、疑義があるときは元請業者及び下請業者から直接聞き取り調査を実施するものとする。

3 前項の聞き取り調査のほか、主要な一次下請業者を選定し、第1項の事項について、直接聞き取り調査を実施するものとする。

(適正な支払等がなされない場合の措置)

第20条 市長は、前条の調査の結果、是正が必要と認められる元請業者に対して、次のとおり指導を行うものとする。

(1) 口頭による嚴重注意を行う。

(2) 前号によっても是正されない場合は、文書により嚴重注意を行う。

2 前項の指導によっても是正されない場合は、建設業法等に基づき必要な措置をとるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

	確 認 事 項	確 認 資 料
1	当該価格で入札した理由 (様式第 1 号)	当該価格で入札した理由書
2	入札金額の積算内訳書 (様式第 2-1 号)、内訳書に対する明細書 (様式第 2-2 号)	入札金額の積算内訳書、代価表等
3	手持工事の状況 (様式第 3 号)	手持工事一覧、契約書、仕様書、コリンズの登録内容確認書等
4	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連 (様式第 4 号)	地図、営業所一覧等
5	手持資材の状況 (様式第 5 号)	手持資材一覧、資材の購入伝票等
6	資材の購入先及びその購入先と入札者との関係 (様式第 6 号)	資材購入先一覧、資材業者からの見積書、購入伝票等
7	手持機械数の状況 (様式第 7 号)	手持機械一覧、所属を証明する資料等
8	労務者の具体的配置の見通し (様式第 8 号)	労務者確保計画、経営事項審査結果通知書、下請業者からの見積書等
9	過去に施工した工事名及び発注者名並びにその工事の成績状況 (様式第 9 号)	契約書、工事費内訳書、施工体制台帳等の写し、仕様書、図面、コリンズの登録内容確認書、完成検査結果通知書 (入間市の工事、それ以外は公共工事発注者に照会)、工事成績評価結果通知書等
10	建設副産物の搬出予定先 (様式第 10 号)	仕様書
11	経営事項審査結果通知書の写し (最新のもの)	
12	誓約書 (様式第 11 号)	
13	その他必要な事項	その他必要と判断される資料

別表第2（第19条関係）

確 認 事 項	確 認 資 料
工事費内訳書（着手時）、変更時内訳書（変更時）及び精算時内訳書（精算時）の比較	・工事費内訳書（比較表）など
下請等契約の締結状況	・下請業者等一覧表（着手時） ・下請契約書の写し ・資材業者等への注文書、請書等の写し など
主要な一次下請からの聞き取り調査	・主要な一次下請聞取調査結果一覧表 など ※主要な一次下請から下請の契約内容等について、ヒアリングを実施
変更時及び精算時の下請契約等の締結状況	・下請業者等一覧表（変更時・精算時） ・下請契約書（変更時・精算時）の写し ・資材業者等への注文書、請書等の写し など
下請等代金の支払状況	・下請等契約及び支払い状況報告書 など
下請等代金支払い状況等聞き取り調査（下請等への支払いにおいて疑義がある場合）	※元請け・下請にヒアリング
その他必要な事項	・必要とされる書類